

第 23 回小田原市新しい学校づくり検討委員会の開催結果

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 日 時 | 令和 7 年 10 月 17 日（金）10:00～11:30 |
| 2 | 場 所 | 小田原市役所 3 階 全員協議会室 |
| 3 | 出席委員 | 9 名（委員名簿順）
内山絵美子委員、遠藤新委員、久田由佳委員、
竹内昌義臨時委員、柳澤要委員、木村秀昭委員、
中谷彰吾委員、富田雅浩委員、木村元彦委員、 |
| 4 | 欠席委員 | 石井美佐子委員、山本加世委員 |
| 5 | 出席職員 | 柳下教育長、菊地教育部長、諏訪部教育部副部長、
岡田教育部副部長、安藤教育総務課課長、
久保教育総務課学校施設担当課長、吉澤保健給食課課長、
松澤教育指導課課長、松室教育指導課教職員担当課長、
橋本教育指導課教育相談担当課長、村田教育総務課総務係長 |
| 6 | 傍 聴 者 | 0 名 |
| 7 | 内 容 | (1) 開会
(2) 議事
ア 基本計画（素案）について
イ 今後のスケジュール等について
ウ その他
(3) 閉会 |
| 8 | 配布資料 | 資料 1-1 第21回・第22回委員会の主な意見
資料 1-2 庁内関係部局からの意見
資料 1-3 新しい学校づくり推進基本計画（素案）
※第 3 章途中まで
資料 2-1 検証・検討が必要な主な論点
資料 2-2 令和 7 年度検討スケジュール（想定） |

会議録

○事務局（岡田教育部副部長）

ただいまから第23回小田原市新しい学校づくり検討委員会を始めさせていただきます。本会議につきましては、お手元の会議次第により進めさせていただきます。

配布資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、資料1-1「第21回・第22回委員会の主な意見」、資料1-2「庁内関係部局からの意見」、資料1-3「新しい学校づくり推進基本計画（素案）」、資料2-1「検証・検討が必要な主な論点」、資料2-2「令和7年度検討スケジュール（想定）」となっております。

本委員会の会議につきましては、委員及び臨時委員の総数11名のうち、現在8名のご出席を頂いております。本日は、石井委員及び山本委員がご欠席、内山副委員長が後ほどご参加すると伺っております。これにより、委員会規則第5条第2項の定足数に達しており、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

ここからは委員長に議事の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたしますします。

○柳澤委員長

それではこれより議事を進めてまいりたいと思います。まず本日の委員会についてお諮りしたいと思います。

本日の委員会は小田原市情報公開条例第8条第3号に規定されている審議に関する情報であり、公にすることにより率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れ等があることから、同条例第24条第2号の規定に基づき非公開としたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

（意見なし）

○柳澤委員長

ご意見はないということですので、本委員会は非公開とすることにします。

それでは議事（1）基本計画（素案）について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、ご説明いたします。

8月に開催した第22回・第23回の委員会では、配置案についてご議論いただきました。並行して、市長部局のうち、配置案との関連が深い部局に配置案をお示し、それぞれの視点からご意見をいただきました。配置案については、現在、

それらのご意見等を踏まえた精査を進めておりますことから、今回は、基本計画本体の冒頭部分について素案をお示しし、内容についてご議論いただきたいと思います。

資料１－１をご覧ください。第２２回・第２３回の委員会において、委員の皆様からいただいた主な意見をジャンル別にまとめたものとなります。１ページから２ページにかけての小中一貫教育については、統廃合の理由付けとしてではなく、こどもたちにとってより良い教育環境とするために導入する、という説明にするべき、ソフト面のメリットをきちんと示す必要がある、といったご意見がありました。３ページから５ページの配置案については、小中一貫教育の導入を前提とした配置案②をベースとした方がいい、というご意見のほか、スケジュール感等についてのご意見等がありました。５ページから７ページにかけて、通学については、通学距離が基準よりも遠くなる場合の手当てについての意見が多く挙げたほか、保護者からの意見として、安心安全に通学できれば距離が遠くなることは問題ない、という意見もありました。８ページから１１ページにかけて、コストや施設整備についてということで、工事費用の増加傾向を踏まえ、整備する校数の縮減が必要である、整備のための基金を設けるべき、といったご意見をいただきました。

資料１－２をご覧ください。配置案について、市長部局のうち、企画部、総務部、市民部、防災部、都市部、建設部の各部局に共有し、内容に関する意見をいただきましたので、それらをジャンル別に整理したものでございます。一番右の列には、事務局としての見解も記載しております。

いくつか抜粋してご説明します。

１番・２番については、現在、小規模特認校として運営している片浦小学校を存続させるべきではないか、という視点からの、小規模特認校の取扱いについての意見です。現段階では、小規模特認校を存続あるいは拡大させることは、他の小規模校の生き残り策として利用される懸念もあることから、全市的に想定しない、という形で配置案を整理しております。小規模特認校の評価と今後の方向性については、早急に整理する必要があると認識しております。

３番をご覧ください。新たな用地取得の可能性についてです。通学距離の観点で、別の用地を求めた方が有利な地域もありますが、面積、形状等条件に合致する用地の有無も含めて幅広に検証するだけの切迫性は現段階ではない、と考えております。

９番は、立地適正化計画を所管している都市政策課から、計画との整合について検証いただいたものとなっています。もともと、教育施設は誘導施設として定めていませんが、他の誘導施設が都市機能誘導区域以外に転出してしまう恐れがある場合は、誘導施設として設定されることも考えられることから、配置案でその可能性があるかを検証した結果、支障はないとの見解でした。

１３番から１５番は、通学における鉄道やバスの活用についてです。本市はバス路

線自体が他市と比較して多くなく、事業者も限られているという状況に加え、運転士不足等から、利用に制約がかかる可能性があるのでは、といった意見をいただきました。

16番は、小中一貫教育の導入について、子供の学びがどのように変わるのかが分かりにくい、というご意見でした。こちらについては、後ほど基本計画（素案）の中で方向性等をお示しします。

22番から24番は、整備等における人員、事業者確保についての課題に関するご意見です。公共施設整備の入札不調や工期延期等が全国的な問題となっており、今後も継続することが見込まれることから、スケジュールの精査と多様な整備手法の検証を行う必要があると認識しております。

30番は、学校プールの取扱いについての確認でした。現在、水泳授業と学校プールのあり方を検討しており、その結果を踏まえ、新しい学校づくりの中では、プールについては拠点化、集約化を図ることを想定しております。併せて、民間スイミングスクールとの連携が求められますが、事業継続性については、事業者との情報共有を行いながら慎重に把握していく必要があると認識しております。

42番から46番は、市民への周知、説明や合意形成等に関するご意見でした。これらについては、モデル地域での成果等を踏まえ、次回以降、基本計画の中でお示ししたいと考えております。

48番から53番は跡地活用についてのご意見でした。49番の事務局の見解のとおり、廃止後の施設等については、避難所機能や地域コミュニティ機能を一定残す必要があると考えますが、管理主体の問題等が想定されます。民間活用含め、地域ニーズや特性を考慮した跡地活用を個別に検討する必要がありますが、これらの検討主体は教育委員会とは別に設け、連携しながら進めていく必要があると考えております。

62番は、都市マスタープランの今後の改訂予定についての情報提供です。現在策定中の第7次小田原市総合計画の改訂に合わせ、都市計画マスタープランについてでも、将来人口規模の見直し等の一部改訂を行うとのことでした。逐次情報共有等を行ってまいります。

以上、主な意見についてご説明いたしました。これらのご意見のほか、これまで策定してまいりました「新しい学校づくり推進基本方針」及び「新しい学校づくり施設整備指針」、またこれまでの検討委員会での検討内容や経過等も踏まえ、基本計画の素案を作成いたしました。

資料1－3をご覧ください。まず、構成でございます。第21回の委員会から変更となった部分について、赤字にしております。詳細についてはこの後それぞれの部分でご説明しますが、今回は1ページの下の部分、第3章の「小中一貫教育の導入」の部分までをお示ししております。

3ページ以降、本編となっています。第1章は、新しい学校づくり推進事業の主旨、基本計画策定の目的等をまとめております。

「『1. 新しい学校づくり推進事業』とは」でございますが、本市の学校施設は、その大半が昭和40年代から50代の学齢期人口の増加に合わせて集中的に整備されており、現在は約8割の学校施設が築40年を経過し、老朽化が進行しています。また、本市の児童生徒数は、昭和57年（1982年）をピークに減少しており、現在の児童生徒数はピーク時の約45%で、一部の学校では小規模校化が進展しています。

これらの課題を踏まえ、本市では、令和4年度（2022年度）から、こどもたちの未来にとって望ましい教育環境について考える「新しい学校づくり推進事業」に取り組んでいます。

本事業は、令和2年（2020年）12月に策定した「小田原市学校施設中長期整備計画」を着実に推進するために、10年後の新しい学校のイメージとその実現に向けた方向性をまとめた「新しい学校づくり推進基本方針」、学校施設（ハード）整備の基準（どのような学校をつくるか）をまとめた「新しい学校づくり施設整備指針」、地域の学校配置の将来像（どこにどのような学校をつくるか）を示す「新しい学校づくり推進基本計画」の3つの方針・計画等を策定することとしています。

これらの3つの方針・計画等を策定した後、中長期整備計画を見直し、学校配置と整備の優先順位を反映させた実施計画を定め、実際の改築・長寿命化改修に着手していく、というのが本事業の主旨でございます。

4ページをご覧ください。「2. 基本計画策定の目的」でございます。先ほどご説明したとおり、新しい学校づくりを推進するにあたり、児童生徒数の減少と学校施設の老朽化は、早急に解決が求められる大きな課題です。本市は、地域特性が多様であるがゆえに人口動態も地域によって大きく異なります。今後、全市的に児童生徒数の減少が進展することが予測される中で、学校施設整備に要する財政負担を考慮すると、今ある学校全てをこれまでと同じフルスペックで維持・更新していくことは非常に難しいと考えております。「新しい学校づくり推進基本計画」は、未来を担うこどもたちにとって望ましい教育環境の実現に向けた具体的な方策を整理するとともに、その方策の実行と課題解決につなげる「地域の学校配置の将来像」を示すことを目的とし、策定するものでございます。

「3 計画期間」でございます。こちらは前回資料から変更しております。前回は、「学校施設中長期整備計画」との整合を重視し、1期5年、計40年間の計画期間としておりました。実際には、改築・長寿命化改修は前半の概ね20年間で実施すること、また再編等に伴う詳細協議、設計・工事期間を含めると、1期5年での事業推進は現実的でないこと等から、1期8年、3期24年の計画期間といたしました。なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

6ページをご覧ください。第2章として、基本計画に関連する諸課題についてまとめました。まずは、児童生徒数の減少についてです。令和7年度の児童生徒

数は 12,090 人でピーク時から約 55% 減少しております。今後の将来推計では、児童生徒数の合計が、現時点から今後 20 年間で、約 22%減少の 9,601 人となる見通しとなっています。

7 ページをご覧ください。一方で、支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、同様の増加傾向が継続すると、20 年後には現在の 1.5 倍程度となることが見込まれています。

8 ページをご覧ください。学校施設についてです。令和 7 年度（2025 年度）時点で学校施設の約 85%が築 40 年以上であり、3 年後には 90%以上が築 40 年以上となることが見込まれ、老朽化が進展しております。

9 ページは、社会情勢の変化とそれに伴う学校教育の現状等について、基本方針をもとにまとめております。

10 ページは、大きな社会課題ともなっている、教職員の働き方改革について言及しております。

11 ページは、学校と地域の関係について、現状と課題を整理しております。

12 ページから 21 ページにかけては、児童生徒数・学級数推計や通学区域・通学路の状況等について、地域・学校別にまとめております。

22 ページからは、第 3 章「新しい学校の目指す姿」でございます。まず、令和 4 年度に実施した教育環境に関するアンケート結果から、これからの学校教育や新しい学校に求められるものについて分析したものを示しております。

24 ページをご覧ください。「インクルーシブ教育の充実」について でございます。

先ほどもお示したとおり、支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれますが、一人ひとりの特性や発達に応じた支援を十分に行うことと同時に、インクルーシブ教育の本旨である、「すべての子供が共に学び合うこと」ができるような環境づくりをハード・ソフトの両面から行う必要があります。そのための「目指す姿」を 4 点まとめました。

- ・ 「地域の子供は地域で育てる」という観点から、全ての小中学校で全種別の特別支援学級を設置するとともに、不登校の児童生徒の「居場所」としての校内支援室を全ての小中学校に設置します。
- ・ 通級指導教室は、中学校区等のブロックを設定し、拠点校から教員が巡回する方式で、段階的に全校設置を目指します。
- ・ 医療的ケア等、専門的な支援が必要な場合についても、拠点校から看護師等が巡回する方式等をとることにより、支援の更なる充実を目指します。
- ・ 特別支援学級の教室は、普通教室と同様の面積及び設えとし、個別指導や集団活動等の多様な活動に配慮した空間とするとともに、プレイルームやクールダウンスペースなどの特性の対応したスペースを十分に確保します。

25 ページは、目指す姿を踏まえた「新しい学校」のイメージです。基本方針と同様、イラストや事例等により、目指す姿を「見える化」し、イメージを共有しや

すくしたいと考えております。現時点ではサンプルが多いですが、ご意見等を反映させながら肉付けをしていきたいと思います。

26 ページをご覧ください。「小中一貫教育の導入」でございます。これまでも議論をしてきましたが、それらと内部の検討等を踏まえ、小中一貫教育の導入についての基本的な方向性をまとめました。

本市では、学校教育において生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」、多様な関わり合いを持つことで自己を高める「関わる力」の育成に重点をおき、教育活動を進めています。一方で、社会環境の急激な変化等により、児童生徒の学習意欲の低下や学習習慣の未定着、つまづきを抱えたままでの進級・進学、支援を要する児童生徒や不登校の児童生徒の増加等、様々な課題に直面しています。これらの課題を解決するためには、児童生徒の心身の発達段階における学力定着の特質や生活指導上の諸課題が現れる時期等を考慮した上で、義務教育全体の中で指導方法の在り方を常に見直しながら、教員が9年間を見通して児童生徒の指導にあたることが重要であると考え、目指す姿をまとめました。

- ・全国一律、一定水準の学力を身に付けさせるという公立学校としての共通の原則目標を達成するとともに、目指すこどもの姿の実現に向け、こどもたち一人ひとりが自らを輝かせ、充実した人生を送り、より良い地域社会を創る「社会力」の育成を目指し、義務教育9年間を見通して、学校、家庭、地域が協働した小中一貫教育を行います。

- ・そのため、学校配置に先立ち、中学校区を主体とする「小中一貫教育グループ」を設定し、グループで共通に取り組む小中一貫教育を基盤とし、各校や地域の特色を生かした教育活動を行います。

- ・また、グループ単位の「学校運営協議会」を設置し、「学校と地域とが支え合い協働するための拠点」としてだけでなく、「地域の学びの拠点」として、地域の特色を生かした取組を推進します。

制度、施設形態については 27 ページをご覧ください。制度面につきましては、全ての市立学校において、小中一貫教育を着実に導入・定着させることを目指し、まずは「小中一貫型小中学校（併設型小中学校）」を導入し、現在の小中学校の組織を生かしつつ、9年間一貫した教育課程の編成や学校・地域の特色を生かした教育活動を推進します。また、施設形態につきましては、学校配置の見直しに合わせて、学校規模や敷地面積等の条件がクリアする場合は、可能な限り「施設一体型」または「施設隣接型」での施設整備を進め、物理的に小中学校間の距離を近づけることにより、小中学校間の連携強化を図ります。やむを得ず「施設分離型」で設置する場合も、小学校と中学校の学区を一致させ、一体的な教育課程の編成や学校運営がスムーズに行えるようにするとともに、学校間の連携に資する取組や合同行事の実施等に積極的に取り組みます。

これらを通して、小中一貫型小・中学校としての教育活動を実効性のあるものとして推進し、将来的には義務教育学校への移行も念頭に取り組んでまいります。

28 ページ、29 ページは小中一貫教育を導入した新しい学校のイメージです。小中一貫教育導入による効果として、

- ・異年齢・異学年との交流促進とそれによる学年を越えたつながりの構築
- ・多様な「ヒト」「モノ」「コト」と関わる経験の提供
- ・小学校高学年からの専科授業の導入等、学習の連続性による学力の保証
- ・中一ギャップの緩和・解消
- ・教職員の連携によるサポートの充実

などを挙げておりますが、こちらイメージレベルとなりますので、追加が必要な考え等ありましたら、後ほどご意見をいただきたいと思ひます。

お示しした素案につきましては、まだ精度が高まっていない部分も多くありますので、いただいたご意見を踏まえ精査し、次回改めてお示ししたいと思ひます。今回は、一旦、こちらの素案につきまして、委員の皆さまから多くのご意見をいただければと考えております。

説明は以上です。

○柳澤委員長

配置案に関する過去2回の本委員会での意見、それから庁内関係部局からの意見をまとめたものでした。それから第3章の途中までの基本計画草案に関する説明がありました。

配置案については本委員会、庁内の意見等を踏まえて現在精査中とのことですので、今回の素案は配置案以外の部分についてまとめたものとなっています。

これまでの委員会の検討、それから基本方針整備指針の内容等も踏まえて、本市の教育環境に関する現状と課題、そして新しい学校が目指す姿として、インクルーシブ教育の充実とそれから小中一貫教育の導入の部分について方向性が示されております。

小中一貫教育については直近の委員会でも議論されましたが、まずは小田原市として小中一貫教育を導入していくというような理念の部分が整理されているということなんです。

これをもとに配置案を含めた具体的な整理を進めていくということかと思ひます。ここではとりあえず素案の記載内容を中心にご意見いただきたいと思ひますが何かありますでしょうか。

○竹内臨時委員

出生数を考えると、学校を半減しなければいけないという前提があるということを確認したいと思ひます。また、片浦小が特殊な条件だということも分かりますが、特殊なのだとしたら、その片浦の特殊性を確認しつつ、他のところで総数を減らし

ていく方向というのを考える必要があると思いました。

また、色々なすり合わせをされていると思いますが、どうやって決めていくのかを織り込んでおかないと、止まってしまうのではないかなという懸念があると思いました。

○柳澤委員長

部局の意見を見ると、「これは困るからやめてくれ」のような、後ろ向きの雰囲気を感じます。

○事務局

出生数を含めた学校数については再度見直しをしています。方向性としては前提条件を変えたわけではございませんので、その方向の延長線上で今検討しているところでございます。

片浦小については、小規模特認校という部分もありますが、前提条件の中ではそこは考えないということになっていますが、各部局からもいろいろなご意見をいただいております。前提条件については検討委員会で議論していただいている部分もありますので、ぶれないように一旦は前提条件を崩さない形で考えていきます。

それから庁内の意見につきましては、前回の検討委員会で提示した配置案と同じものをお示ししたところです。まだ自分ごととして捉えられていない部分があるのは事実だと思っておりますが、今後、検討委員会として案を公表していくという段階になれば、各部局でないと決められない部分というのが当然出てくると思います。それらを踏まえて各部局との連携ができるようにしていかななくてはならないと考えています。

○竹内委員

部局を超えての話をどうやって行うのかというのはとても難しいと思います。

外部の意見としては、庁内が縦割りすぎではないかと思います。そのことを議事録に残していただき、庁内あるいは市長に委員会でこういうことが出ているというのを伝えていただくことが大事なことで、その後でどうやってそれを解決するのかを話しあうことが必要ではないでしょうか。

○柳澤委員長

千葉県のある自治体で公共施設再編を行っていますが、公共施設再編のなかで、公共施設をコンパクト化するという流れがあり、その大部分を学校が占めるので、教育委員会がそれに少し抵抗するといった状況があり、無理やり教育委員会を検討委員会に組み込んで始めていたりするのですが、小田原市は逆に教育委員会さんが主導して、再編を進めていこうというふうに頑張ろうとしています。そういう意味ではもうちょっと他の部局がそれに乗ってきていただけるようなうまいプラット

フォームができれば良いと思います。

○遠藤委員

今、議論している問題点は私も非常に共感するところです。

庁内の調整・連携と民間との連携が必要な課題も資料 1-2 に挙げられています。

例えば跡地活用というのは庁内の検討だけでは答えが出せないことで、いかに民間と協力しながら進めていくのかを考える必要があります。場合によっては通学の話にも民間の力を借りることで答えが出ることもあるかもしれません。

庁内連携の体制だけで考えていくのは難しいと思いますので、もっと長期的な大局観を持っていくべきことだと思います。

この計画自体が 30～40 年かけて進めていくため、小田原市の次の総合計画の見直しなども方向性を出していく中できちんと位置づけて、どの部署でも新しい体制でも動きやすいような下地を作りながら、大局観を持ってやっていくという進め方を検討した方が良いと感じました。

○柳澤委員長

跡地活用は民間がどう考えるかというサウンディングも含めて検討していく必要があると思います。また、今回は出ていませんが、学校少子化に伴う複合化の話でも他の施設が入ってきます。

場合によっては公共施設だけではなく、民間が入ってくることもあると思いますので、学校が完全に廃校になってしまってから考えるのではなく、途中段階で複合化などの再編検討を入れておくと、廃校になった場合に移行できるのではないかと思います。その辺り含めて市はどのように考えているのでしょうか。

○事務局

民間活力や民間との連携の部分ですが、今、遠藤委員からご指摘いただいた跡地活用については、過去の検討委員会でも何度かご指摘、ご意見いただいているところです。

事務局としても跡地活用については教育委員会だけでできるものではないと承知しております。民間活用についてもマストで検討しなければいけないと考えております。

しかし、この段階でまだその部分についての情報が外に出せない状況ですので、対象になる用地が出てきた段階で、個別具体的に手法等を検討していかななくてはならないと考えております。

また一方で、ここの部分も地域コミュニティや防災機能の部分もありますので、合わせて考えていきたいと考えております。

また、複合化について、今回、各部長からの意見としては、複合化に関するものがあまり出ていない状況です。今回は、企画・財政・市民・防災・建設・都市の分

野を所管する部局に限定して配置案等を示しており、福祉・文化などの公共施設を多く保有しているところには提示していない状況です。これも配置案がある程度固まった段階で、公共施設の複合化について議論してすり合わせていく必要があると考えています。

○遠藤委員

跡地が実際に出てきてから検討するというのも確かにそのとおりですが、そこまでにタイムラグが5～10年あると思います。今のうちに民間を巻き込むために、庁内が動きやすい体制や作戦を立てておくといった観点も必要かと思いました。

○柳澤委員長

あまりオープンになってない段階でも、可能性があるような事業者に話を聞いて検討することはあり得るかと思います。

○木村元彦委員

基本計画の4ページに、1～3期という形でかなり長い期間となっています。色々なご意見が出ていますが、2040年から2050年代には世の中が今より大きく変化していると思います。そのためあまり先まで考えても、私たちの予測不能な状況になっているのではないかと思うので、1期・2期の前半くらいまでのところを視野に入れて考えた方が良いのではないかと思います。

あまりにも社会が取り巻く環境や国際社会も含めて変わっており、その中で日本はどういう状態になっているかも併せて考えておいた方が良いと思います。

次に、インクルーシブについて、全国的に校内支援室を作ることが、次期学習指導要領の論点にも盛り込まれています。小中一貫を行っていくにしても、これは非常に必要なことだともっています。

私が市民目線で考えたときに、やはり学校がきれいになることは、すごく期待することではありますが、同時にどのような教育をしてくれるのか、そして時代に合った教育をしてくれるのか、を保護者や市民の皆さん、こどもたちも期待すると思います。これらを次期学習指導要領の内容とリンクさせると非常に説得力のあるものになると思います。教科のコマ数を学校裁量にし、もっと自由にできるようになれば、教職員の負担軽減に繋がったり、学校によっては若い教員の研修の時間に使えるようになったりもします。

3点目は27ページにやむを得ず施設分離型で設置する場合について書かれていますが、「やむを得ず」という記載はやめていただきたいです。

前回もお話しましたが、全てを併設型にしないと教職員の移動だけではなく、こどもたちの関わりについても学校が離れていると、たとえ500mとか800mでも時間のロスになります。そういう意味でも隣接にしないと、「なぜあの学校だけ違うのか」という意見に繋がります。一つだけが違うというのはすごく納得できない

と思います。

最後に計画の期間について、24 年というのが長いと感じます。長いと最初に作った学校と、最後にできる学校の間にかなり差が出てします。そんな中で転校生が来ると、カリキュラムの進行度から、追いつくための補習をしなければならなくなり、その時間が必要となります。これらも踏まえて期間についても検討していただきたいです。

○柳澤委員長

期間に関しては、確かに長い期間の先の先まで考えていくという姿勢は大事だと思いますが、逆に 50 年までに全体をやればよいと思ってしまうと先延ばしになっていく可能性もあります。当然、社会の状況は相当変わってきていますので、やはり 2 期ぐらいまでの間に再編計画を大体終らせるつもりで、なるべく前倒しに進めていかないと、ある地域だけは、2050 年に入らないと環境が変わらないとなると、対応が変わってくるかもしれません。そこは検討していただきたいと思います。

それから小中一貫に関しても、庁内の意見でも、具体的な内容がよく分からない、どういうメリットがあるのか分からない、といった意見がありましたので、小田原市らしさも含めて、具体的に教育がどう変わるのか、どういうメリットがあるのかをもう少しきちんと示さないと、理解されないのではないかと思います。

小中一貫を活かすためには、一体的に小中学校があるというのが前提になりますが、そのなかでやむを得ない事情は出てくるかもしれません。あまりそれを素案の中に入れなくてもいいのではないかと思います。

○事務局

まず 1 点目、期間についてですが、これまでは 40 年としておりましたところ、今回から 24 年に変更しております。いずれにしても、できるだけ前半に集中させて改築、長寿命化改修を行う計画にしています。

ここについてはやはり老朽化が待ったなしというところがございますので、なるべく前倒しした形で計画を進めようと考えております。しかし、財源等の関係もございますので、実現について不確実性があるという点はご理解いただきたいと思います。

2 点目は、国の方向性との関係だと思います。インクルーシブ教育などもここで取り込む部分であると考えております。

本市には、教育施策に関する上位計画として「教育大綱」、「教育振興基本計画」があり、令和 8・9 年度に見直し・改訂作業を行い、令和 10 年度から新たな計画期間に移行します。

そこには当然国の動向を踏まえてということになるので、改めて国の動向を注視し、取り入れていくことを考えております。

新しい学校づくりで議論している要素についても組み込んでいかなければいけ

ない部分がありますので、ご指摘の部分は当然対応しなければいけないと思っております。

3番目の、施設分離の件についてですが、前回のご指摘等も踏まえ、現在、一体整備の可否について再検討をしております。

最後に小中一貫教育全体の話ですが、ここでは理念を示させていただいております。それについては庁内各課から、「具体例がない」というご指摘もありますが、詳細は「教育大綱」の中で提示していくことになると思います。これらの検討は事務局だけではなく教職員と連携しながら進めていく必要があると思います。ただ、理念としての方向性はやはり併設型とすることで小・中の教職員の距離感や文化の違いを段階的に乗り越えていくという部分があると思いますので、できるところから進めていき、実効性が伴ってきた段階で義務教育段階への移行も検討する、としております。

○久田委員

小中一貫校について1点と、学区について意見させていただきます。

小中一貫はあくまでも手段だと思いますので、小中一貫をすることによって何を達成したいのか、どういう教育を目指すのかということは今後考えていただけないことなので、その際に小中一貫校にすることを納得できるように、国内外の学校データ等を使用し、説得力のある材料を揃える必要があるかと思います。

もう1点学区について、現状と課題のところで自治会区域との整合を取っていくと書かれていますが、現在、三の丸小学校においては児童数が増えている認識です。学区内に新しいマンションもこれからいくつか立つと思います。20年後には減少していく見通しなのかもしれませんが、ここ数年の増加傾向を視野に入れ、自治会区域の整合よりも、場合によっては児童数によって小学校や他の学校との区域の見直しが必要になってくるのではないかと思います。

○事務局

小中一貫については、手段ではなく目的が何かという点を明確な整理が必要と考えております。

2点目の自治会と学区の整合については、検討委員会が始まった時から課題の一つになっており、実際に配置が確定する段階でなるべく自治会を学区に整合させていくことも必要だと考えています。

三の丸小については、この委員会とは別に、学区審議会を設置して審議をしていたところで、現在その答申を基にパブリックコメントを実施しています。三の丸小には現在、約1割程度が通学区域外からの通学となっています。今後、新規で入ってくる児童については一定程度制限をもうけ、通学区域内の児童を優先するような方向を考えています。

○中谷委員

小中一貫に関して環境が変わることについて、明確なメリットがないと納得しにくいと思います。ページ数が増えすぎる点はどうかと思いますが、メリットについてはきちんと記載しておく必要があると思います。

また、P T Aから「S T E A M教育」とは何かという質問がありました。保護者が見ても「これは何か」となりかねないので、説明があったほうが良いと思いました。

2点目、インクルーシブ教育について、この委員会でもインクルーシブ教育というものは出ており、これもすぐに分かる人は少ないのではないかと思います。もっとイメージしやすいものがあるとわかりやすいと思います。

同じ環境で共に学び合うと書かれていますが、これは障がいがあるこどもたちも同じ場所で学ぶことだと思いますが、一方で支援を要するこどもは別の教室で学ぶことも書かれて 있습니다。これらの関係についてもP T Aから質問があったので共有させていただきました。

○柳澤委員長

基本計画に全て細かく盛り込むべきなのか、資料を別に用意するという考え方もあると思いますが、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局

小中一貫におけるメリット等については、現在他市の情報も含めて情報収集している状況です。一定程度そのような情報を載せないと、制度が変わるという話ではできないと思っています。制度が複雑な面もありますので、その内容も含めて分かりやすく整理したいと思います。

小田原版S T E A M教育とは、教科横断的に様々な課題について取り組んでいくことであり、小田原市では中学校の総合的な学習時間で取り組んでいます。生徒が身近な課題と出会い、その解決のために各教科で学んだことを総合的に活用し手進めております。探究的なプロセスとして強化学習とは違い、自分たちが課題に対してどのように解決していくか生徒同士で協議しながら進めるものです。生徒たちが地域の課題に主体的に取り組んでおり、小田原市の教育の特色ではないかと思っています。

インクルーシブ教育について、支援を要するこどもは増加傾向にあり、別のところで学習するという考えがありましたが、どんなこどもたちでも同じ教室で学ぶことができないかと考えており、分かりやすいところと言うと、車椅子のこどもは別の教室で学ばなくても同じ教室で学んでいけるようにすることを進めています。

○柳澤委員長

S T E A M教育と小中一貫教育がリンクしているような気もしますが、S T E A

M教育を進めるためには小中一貫教育が必要なわけではないため、書きぶりは考える必要があるかと思います。

実習や体験、課題解決などこれまでのように知識を教える教育から自ら学ぶことを重視していくことについて、目的や目標を明確にし、特に小田原版という点を明確にすると良いのではないのでしょうか。

インクルーシブ教育についても、一人ひとりに合った教育を受けるというのが基本であり、全て一緒に学ばせれば良いというわけではないと思います。先ほどの車椅子のこどもを別の部屋で学ばせるのはおかしいと思いますが、知的障がいがあるこどもを無理やり同じ場所で学ばせるというのは難しい部分もあるため、一緒にしたり、別の部屋を用意したりするなど選択肢を用意するのが良いかと思います。

○木村元彦委員

地域とともにあるということで、施設の複合化の記載が前回あったと思うのですが、今後どのようなようになるのでしょうか。

○事務局

地域との関係は今後も検討する必要があると考えています。複合化については個別検討が主体というところもありますので、そうした考え方については今後加筆修正させていただきます。

○富田委員

先日、次期学習指導要領の検討に関連して、論点整理をまとめた資料が文科省から公表されました。これらを反映して基本計画は作成していく必要があると思います。教職員の立場としてもこれらを学びながら進める必要があると思っています。

教職員としても小中の連携は必要だと思っており、現在も学区内での連携は行っております。そこからさらに小中一貫を進めるということで、それを進めるメリットについては明確にしておく必要があると思います。

そんな中で、各学校にできること、できないことがあると思うので、それは特徴として深めていくことが重要ではないかと思います。

○柳澤委員長

ハードとして小中一体にする前段階として、小中の連携を試験的に各学校で行いながら、課題を抽出し、最終的にハードと一緒にしていくという進め方もあるかと思っています。小中一貫教育はできるところから進めていくことが重要だと思います。

○木村秀昭委員

基本計画のP8を見ると、築年数が50年以上の学校が小中合わせて23校とありますが、これを全て建て替えるのは厳しいのではないかと思います。それを踏まえ

ると小中一貫校や、学校を統合するのは仕方ないことだと思います。

しかし、以前からお話していますが、地域としてはどうしても小学校が起点であり避難所やコミュニティの拠点となっています。それらを考えると再編後の跡地について、十分に検討しておかないと地域が不安になると思います。

○柳澤委員長

跡地利用についても今後は大きなポイントとなると思います。廃校になった場所が全く別のものになると、避難所やコミュニティ機能がなくなることになります。

民間の話もありましたが、条件として避難所機能やコミュニティ機能は残すとする、学校がなくなることによって地域の拠点がなくなる点を解消する進め方もあると思います。

○事務局

避難所機能については、基本方針策定の段階から出ており、庁内の意見としても出ておりますので、重要な論点として基本計画の中にも一定程度入れていこうと考えています。

跡地利用や地域コミュニティについては、他の部局との連携も含めて一定程度決めておかないと、地域との合意形成の段階で必要となりますので庁内検討含めて進めていこうと考えています。

○内山副委員長

3点ございます。

1点目、小田原市の現状と課題やインクルーシブ教育と関連づくかと思うのですが、障がいのあるお子さんだけでなく、様々な環境にあるお子さんへの対応が今後必要になってくると思います。その中で、不登校に対する対応が必要になり、これは小田原市だけではなく学校教育全体が背負っている課題だと思います。それらの対策や対応を行う必要がある点について、計画の中で触れておく必要があるのではないかと思います。

2点目、地域とともにある学校づくりで、学校がなくなることについて、地域の学習拠点や生涯学習含めて地域の皆さんが学習していく拠点はやはり大事ではないかと思います。他の公共施設との複合化も含めて地域の活性化に繋がる拠点についても考える必要があると思います。

学校が地域から何かしてもらっただけの立場ではなく、地域とともにどう進むかという点で、学校側からのアプローチをどうするかも目指されているものだと思うので、そのような観点からも地域が集まる場として考える必要があると思います。

3点目、第6章の検討プロセスになりますが、今後どのように話し合っていていくのかは非常に重要な点だと思います。特に市民や関係者にどのように意見聴取していくのか、手法等もあらかじめ計画しておく必要があると思います。

これまでの検討委員会でも発言させていただきましたが、こどもや若者など当事者になりえる主体にどのようにアプローチするのも重要な視点だと思いますので、話し合いのプロセスにそれらが盛り込まれるような計画にしていきたいと思います。

このこと自体がこどもたちにとっても学びの機会であり、将来の市民としての考えになると良いと思いますので、教育活動の中に盛り込んで、皆さんの意見を取り込みながら進むような計画に出来たらよいと思います。

○事務局

不登校については、本編 P24 の目指す姿に今後の検討の進め方として記載させていただいております。課題整理を含めた見せ方等についても今後検討していく必要があると思っています。

どのような対策をとっているかについて、現在ガイドラインを作成しており、それらも含めて今後連携を進めていこうと考えております。

不登校の人数は増加傾向にあるため、それらの対応について今後も検討を進める方向です。

地域との関係について、跡地利用、複合化含めて今後整理しながら加筆していきたいと考えています。

合意形成のプロセスについては、現在整理中なので、今後の検討委員会で改めてお示ししたいと考えております。

こどもの意見をどう取り入れていくかについては、基本方針の時から出ていたことであり、重要な視点だと考えています。どの部分に取り入れていくかも含めて今後お示ししたいと思っています。

○柳澤委員長

不登校の居場所に関しては、校内支援室を全ての小中学校に設置するということですが、こどもによっては学校自体に行けない場合もありますので、地域の拠点や別の施設も含めて検討したり、場合によっては自宅ケアしたりなど、地域全体であり方を考える必要もあるかと思います。フリースクールや民間との連携も必要だと思います。

生涯学習について、こどもだけでなく地域の大人も含めて考えることは大事ですし、放課後に学校を開放したり他の施設と合わせたり色々考えられると思いますが、学校が地域の教育についてどのように貢献していくかのあり方の検討も必要かと思っています。

合意形成に関して、今回は触れていませんが重要な点なので、今後情報を出していただき地域とどう進めるか検討が必要だと思います。

○木村元彦委員

計画期間について、現状最初の新しい学校は 2032 年に建てられるとなっており、財政等や社会状況によって、後ろ倒しになる可能性もあるのではないかと考えています。ですので、何年から計画開始など具体的な記載をしていただくことはできないのでしょうか。

○事務局

配置案については、各学校で何年までに改築・改修をするのか、財源も含めてのスケジュールリングは進めています。それらは今後お示しできると思います。

計画としてはかなり前倒しに計画しており、施設の老朽化について待ったなしの状況だと認識していますので、その点についてはご理解いただければと思います。

○木村元彦委員

どの学校を何年から着工といったことは記載できないということでしょうか。

○事務局

学校ごとにスケジュールはご提示できると思います。

○柳澤委員長

他に何かありますでしょうか。

それでは、議事（２）今後のスケジュール等について事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料２－１「検証・検討が必要な主な論点」をご覧ください。先ほどご説明した、これまでにいただいたご意見等のうち、配置案の検証及び基本計画の作成にあたって検討・検証が必要な論点を整理しました。小中一貫教育について、特に施設一体・隣接での整備が難しい学校について、一体や隣接整備の可能性があるのかについての検証は早急に行う必要があり、現在も事業者と連携して進めているところでございます。この他、小規模特認校の評価や通学区域、整備手法の具体的な検討とそれに伴うスケジュール、コストの精査等がございまして、これらの整理を進めながら、配置案及び基本計画の作成を進めてまいりたいと思います。

資料２－２「令和７年度検討スケジュール（想定）」をご覧ください。次回（第24回）の委員会は11月18日を予定しております。現在も庁内調整中ではございますが、来年3月までに、基本計画の全体像を固めたいと考えていることから、次回以降は、配置案も基本計画に組み込みながら、内容等についてご審議いただきたいと思います。今後も、スケジュールの見直し等が想定されますので、その際は、都度委員の皆様にご報告、ご相談等させていただきます。

説明は以上です。

○柳澤委員長

ありがとうございました。

次回以降、配置案を中心に整理が必要な論点が見られているので、これらを整理しながら引き続き基本計画の策定を進めていくことでスケジュールが見られています。

スケジュール案について質問等ありますか。

○中谷委員

検証・検討が必要な主な論点の、小規模特認校について、PTAからの意見として、小規模特認校は必要ないという意見がでました。実際に通っていないからというのがあるかと思いますが、こどもが小規模の環境が合っているというよりは、こどもが別の特定の中学校に行きたいから選択するという状況が多く、主旨と乖離しているとも感じます。このような状況であれば、片浦地域に学校がなくなるのは仕方がないことと思っています。

○事務局

今のご意見は率直なご意見だと思います。しかし、一定程度、制度として設けている部分も教育委員会としてはあります。今回の前提条件では小規模特認校は設けないとしています。一方で、現在運用している片浦小をどうするか、というところもありますので、それらの意見も踏まえて引き続き検討していきます。

○柳澤委員長

小規模特認校の扱いは難しいところで、小規模特認校を残すのであれば、認められる条件が必要ですし、現状小規模特認校である片浦小をなくすことについても課題が出てくる可能性があります。小規模特認校を残すと、今後小規模になったら制度を使って残せるとなるため、センシティブな面もあると思います。条件を明確にしていく必要があると思います。

○遠藤委員

「地域とともにある学校づくり」については、次回の配置案の検討と合わせて良いということですね。

「検証・検討が必要な論点」の最後に跡地活用の項目があり、これは、地域との対話に関する方針が必要ではないかと思います。学校によっては市街化調整区域に立地しており、跡地になる可能性が高い学校も含まれています。市街化調整区域の跡地を民間が活用するのはレアケースだと思います。そのような地域こそ地域コミュニティとしての検討が一番の課題だと思います。

そのような方針は行政ですぐに決められるものではないと思いますので、地域と

どのように対応していくのかに照準を合わせて考えておくことが必要ではないでしょうか。

そのような観点からの頭出しがあると良いかと感じました。

○柳澤委員長

モデル地域を決めて、タウンミーティングのような、地域が主体となって在り方を考えていくモデルを作るのもあるかと思います。

○事務局

遠藤委員のご指摘は妥当であり、教育委員会としてもその方向でしか考えられないと思っております。どのように行っていくかについては、基本計画を出す前に改めて検討したいと思っております。

○柳澤委員長

それらについては、教育委員会が主体となっていくのかどうか、部署が違ってもいいかもしれません。いずれにしても検討していただき、進めていただければと思います。

それでは議事（３）その他について事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局から２点事務連絡がございます。

１点目、委員会の会議録についてですが、事務局が作成したのち、委員の皆様にご確認いただき記録として共有させていただく予定です。

２点目ですが、次回の検討委員会は先ほどご説明したとおり、１１月１８日を予定しております。通知等は追って送付いたしますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○柳澤委員長

これで本日予定していた議事は終了となります、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

柳澤委員長、議員の皆様、本日も長時間にわたりご議論いただきありがとうございます。これにて本日の会議を終了したいと思います。お疲れ様でした。